

聖籠町告示第109号

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年12月26日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱の一部を改正する告示
聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱（平成21年聖籠町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「一般社団法人新潟県健康管理協会」を「一般社団法人新潟県健康管理協会」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）一般社団法人新潟県労働衛生医学協会（昭和37年5月1日に社団法人新潟県労働衛生医学協会という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。